

カワサキ会計事務所ニュース

令和6年1月号 第42号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

国民健康保険税 第8期
住民税普通徴収 第4期

令和6年度税制大綱が閣議決定されました



あけましておめでとうございます。

令和5年12月22日に令和6年度の税制改正大綱が閣議決定しました。

今回は主に個人所得課税に関する概要を一部ご報告します。

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者および配偶者(源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者)を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(国税)

- ・給与所得者については、令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等につき源泉徴収をされるべき所得税の額から特別控除の額に相当する金額を控除する。特別控除の額に相当する金額のうち、控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる当該給与等に係る源泉徴収税額から順次控除する。最終的には令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。
- ・事業所得者等については、令和6年分の所得税に係る第1期分の予定納税額(7月)から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除する。第1期分で控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額(11月)から控除する。最終的には令和6年分の確定申告の際に、所得税額から特別控除の額を控除する。

(地方税)

納税義務者の住民税の所得割の額から、特別控除の額を控除する。

- ・給与所得に係る特別徴収(従業員の住民税を給与天引きして、事業所が納める場合)の場合、特別徴収義務者(事業所)は、令和6年6月に給与の支払いをする際は住民税の特別徴収を行わない。令和6年7月から令和7年5月まで、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を、それぞれの給与の支払いをする際、毎月徴収(給与天引き)する。
- ・普通徴収の場合(個人で納付)、令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額を控除する。第1期分で控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から順次控除する。

(2) 住宅ローン控除の拡充(子育て支援税制の先行対応)

住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円と上乘せする。また、床面積要件を緩和する。※子育て世帯等とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

< 令和4年分の相続税申告状況は? .. 国税庁が発表 >

課税割合が9.6%に増加した!(前年9.3%)

国税庁は令和5年12月12日、令和4年度分の相続税申告状況を公表した。平成27年1月以降の相続については基礎控除額の引き下げ等が行われている。

相続税の課税対象となった被相続人数は、3年分の134,275人から150,858人へと増加している。

死亡者に対する課税割合は、3年分9.3%から4年分9.6%へと増加。

課税価格は3年の18兆5,774億円から20兆6,840億円へ、相続税額は3年の2兆4,421億円から4年の2兆7,989億円へと過去10年間で最高だった。

令和元年は減少傾向でしたが、令和2年分から増加に転じている。相続税に関する実地調査件数は、コロナ禍の影響で低水準となっているが、簡易な接触件数等が増加しており、今後も同様な傾向が続くのでは?